

## あなたの身近にもこんなトラブルが！

### 1 お試しサンプルを頼んだら定期購入!?



SNSの広告を見て、人気のサプリメントのお試しサンプルを注文。1回限りのつもりが、後日2回目の商品が届いた。業者に連絡してもつながらない。

▶ ネット上の広告では「初回100円」や「無料」などが目につきます。しかし、その後も購入することが条件であることなどは小さな文字で表記され、見落としがちです。

▶ ネット通販は、定期購入などの条件や支払代金の総額などを明示する義務があるので、申し込む時はしっかり確認しましょう。

### 2 ネットのもうけ話にご注意



誰でも簡単に稼げる投資の教材を購入。全然もうからないし、サポートもないので、損失が膨らむばかり。

▶ 情報商材やアフィリエイトなどネット上には様々なもうけ話があります。

▶ 「すぐに元がとれる」「もうかるまでサポートする」などと説明して契約させます。

▶ 次々と契約して高額な支払いをしても、収入は得られません。

▶ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約することはやめましょう。

### 3 会員を増やせば簡単にもうかる!?



友達に誘われて、化粧品の会員を増やすビジネスを開始。誰も買ってくれないし、メンバーも増えない。在庫の山だけが残った。

▶ これはマルチ商法と呼ばれるものです。

▶ 「友人・知人を誘って会員にすると報酬がもらえる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させます。

▶ 簡単にもうかることはありません。「うまい話」には疑問を持ちましょう。

▶ 親しい人から誘われても、おかしいと感じたら勇気を出して、きっぱり断りましょう。

### 4 ネットで注文した商品が届かない



SNSの広告で、ブランドバッグが格安だったので注文。代金を振り込んだのに、商品が届かない。問合せ先もメールだけで、返信もない。

詐欺サイトでは、支払ったお金を取り戻すことは困難です。少しでも不審に思ったら利用しない方が安心です。

#### 詐欺サイトを見分けるポイント

- ▶ 販売価格が大幅に値引きされている
- ▶ 電話番号の記載がない
- ▶ 連絡先がフリーメールアドレスのEメールのみ
- ▶ 支払い方法が銀行振り込みで口座名が個人名義
- ▶ 不自然な日本語表記がある

困ったときは、ひとりで悩まず、相談してください

## 敦賀市消費生活センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を受け付けています。センターは市の機関であり、相談に費用はかかりません。

▶ 問合せ先

22-8115  
または消費者ホットライン188 (いやや)

▶ 受付場所 敦賀市役所1階 15番窓口

▶ 受付時間 月曜～金曜(祝祭日および年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

消費生活センターについてはこちらから



## 2022年4月 成年年齢が 変わります



わたしたちの生活は何が変わるんだろう？

日本における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされています。

しかし、近年は、選挙権が18歳から与えられるなど、18歳・19歳の方を大人として扱う取り組みが進められています。

また、世界的にも、成年年齢を18歳とするのが、主流となっています。

そこで、18歳・19歳の方が、自らの判断で人生を選択できる環境を整備し、積極的な社会参画を促すことを目的に、成年年齢を定めた民法が一部改正されます。

これにより、今までは未成年であるという理由から自分の意思でできなかったことが可能となる一方で、それに伴う責任やリスクもついて回ります。

トラブルに遭わないためにも、何が変わるかをしっかりと把握しましょう。

## 成年年齢引き下げで変わること・変わらないこと

### CASE 1 飲酒や喫煙をすることは…

お酒やたばこに関する年齢制限は変わりません。また、公営競技(競馬・競輪・競艇など)についても、20歳以上で変わりません。

### CASE 2 結婚できる年齢は…

女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられます。(現在、男性は18歳、女性は16歳)

### CASE 3 成人式の対象は…

敦賀市においては、成人式の対象は20歳から変わりません。18歳は、多くの方が受験や就職活動の時期と重なり、本人や保護者の負担がかかるおそれがあるからです。名称を「20歳のつどい(仮称)」として開催していきます。

### CASE 4 一人で契約を結ぶことは…

親の同意を得なくてもできるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのアパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで自動車を購入する、といったことができるようになります。

### 自分で行った契約は取り消せない

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができるとされています。これは、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑制する役割を果たしています。

今後、成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳・19歳の方は、この取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。

### 契約するときは慎重に

成年に達したばかりの若者は、契約に関する知識や社会経験が少ないことから、悪質な事業者とのトラブルに巻き込まれるケースがあります。

契約は、法的な責任が伴うため、原則として一方の都合だけでやめることはできません。

例えば、クーリングオフは、全ての契約に適用される制度ではないなど、契約に関するさまざまなルールを知った上で、その契約が本当に必要かどうかをよく検討することが大切です。

契約の場面では、一度よく考え、困ったときはひとりで悩まず、相談してください。